

# 歩道橋修繕計画

令和 7 年 1 月改定  
真岡市

## 1. 横断歩道橋修繕計画の目的

### 1) 背景

真岡市は歩道橋として1橋を管理しており、1984年に建設されている。現在、建設後35年以上が経過し、老朽化が進行している。

老朽化の進行に伴い、維持管理費の増大や通行制限による社会生活への影響が懸念されており、今後は、歩道橋の老朽化対策に加え、少子高齢化・人口減少による利用者減・利用形態の変化にも対応して、歩道橋の必要性を検討していく必要がある。

### 2) 目的

このような背景から、「真岡市歩道橋修繕計画」を策定し、従来の事後的な修繕・更新から、予防的な修繕・計画的な更新へと転換を図り、歩道橋維持管理費用の縮減・平準化を図りつつ、安全性・信頼性を確保する。

## 2. 修繕計画の対象とする歩道橋

本計画の対象とする歩道橋は、1橋であり、概要は、以下のとおりである。

施設名：下高間木歩道橋（昭和59年供用開始）

所在地：真岡市下高間木一丁目40番地（市道250号線）

橋長：13.0m 幅員：1.9m

## 3. 歩道橋修繕の基本的な方針

(1) 歩道橋維持管理費用の縮減・平準化を図り、安全性・信頼性を確保するためには、以下の①～④のメンテナンスサイクルを不断に継続実施する。

- ①点検：統一的な基準により、5年に1度、近接目視を実施
- ②診断：統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施
- ③措置：点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施
- ④記録：点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表（見える化）

(2) 修繕計画の基本方針

- ①点検・診断は5年に1度の実施を基本とする。
- ②点検・診断の結果、健全度の低い部材から順次補修を行う。
- ③点検の結果、「II」（予防保全段階）と診断された部材は、予防保全の観点から、損傷が軽微なうちに修繕を行う。
- ④点検の結果、「III」（早期措置段階）と診断された部材は、早期の補修を実施し、予防保全型管理への転換を図る。
- ⑤健全度が同一の場合、利用性・被害波及性を鑑み優先度の高い部材から補修を行う。

⑥ 点検・診断の結果、「IV」（緊急措置段階）と診断された部材は、速やかに補修を実施する。また、構造的に重要な部材で、大規模な補修が必要な場合は、利用状況等を踏まえ、更新・廃止等の検討を行い、検討結果に基づく措置（更新もしくは廃止等）を実施する。

#### 【定期点検結果の評価】

区分		状態
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

#### 4. 計画期間

令和4年度～令和13年度とする。（10年間）

5年に1回の定期点検を踏まえ令和9年度に中間見直しを行います。

#### 5. 点検結果による対策内容（令和3年度点検）

部材名		判定区分	変状の種類	補修方法
上部構造	主桁	I	防食機能の劣化	塗装塗替
	横桁	I	-	-
	床版等	I	-	-
下部構造	根巻きコンクリート	I	-	-
	上部工との接合部	I	-	-
階段部	床版	I	-	-
	蹴上げ	I	腐食	塗装塗替
	アンカーボルト	I	-	-
その他	高欄	II	変形・欠損	当て板補修

	裾隠し板	I	-	-
	伸縮装置	I	-	-
	舗装	I	-	-
	排水管	II	腐食、防食機能の劣化	塗装塗替

#### 横断歩道橋毎の健全性の診断（対策区分 I～IV）

判定区分	定期点検時に記録
I	軽微ではあるが、蹴上げに腐食、防護柵に変形が見られる。過年度以降に補修工事が行われている為、全体的に健全である。

#### 6. 補修実施時期

平成30年度に、平成28年度に行った定期点検の健全性の診断判定区分に基づき補修する箇所の優先順位を決定し補修設計を行い、平成30年度～31年度に補修工事を実施。

- ・補修工事金額 約31,600,000円

- ・補修内容

塗装塗替工、舗装修繕、伸縮装置の交換、裾隠し板交換、高欄補修等

今後は点検結果に応じて、適宜対応する予定です。

#### 7. 点検実施時期

点検は、5年に1回実施する。

令和3年度に点検を実施したので、次は、令和8年度、令和13年度に実施予定です。

○対策に係る全体概算事業費（令和4年度～令和13年度）

- ・点検費用 約800,000円

内訳：令和8年度	約400,000円
----------	-----------

令和13年度	約400,000円
--------	-----------

## 8. 費用の縮減に関する方針

### 【新技術等の活用方針】

コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、新技術等の活用を検討します。計画期間である令和13年度までに、管理する横断歩道橋1橋で新技術を活用した修繕を進め、従来技術を活用した修繕と比較して100万円程度のコスト縮減を目指します。

### 【集約化・撤去の方針】

通学路として利用されているため、現状では修繕により長寿命化を図る方針ですが、今後利用者の減少が見られた際には撤去の検討を行い、費用の縮減を図ります。

## 9. 改定履歴

平成30年11月	歩道橋修繕計画	策定
令和3年12月	歩道橋修繕計画	第1回改定
令和4年 4月	歩道橋修繕計画	第2回改定
令和7年11月	歩道橋修繕計画	第3回改定